

**国連における障害者政策の枠組みと障害者権利条約  
-- 障害に関する新たな規範とその枠組み (特集 国際機関における「障害と開発」の最新の動きを探る)**

著者	伊東 亜紀子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	153
ページ	12-13
発行年	2008-06
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00004985">http://hdl.handle.net/2344/00004985</a>

## 国際機関における「障害と開発」の最新の動きを探る

### 国連における障害者政策の枠組みと障害者権利条約

— 障害に関する新たな規範とその枠組み

伊東亜紀子

#### ●はじめに

国連障害者人権条約が二〇〇六年に国連総会によって採択された。これによって障害者政策の国連における政策の枠組みは「三つの柱」を基盤として成り立つこととなった。

①国連障害者人権条約と同選択議定書（二〇〇六年）、②障害者の機会均等に関する標準規則（一九九三年）そして、③障害者に関する世界行動計画（一九八二年）である。この①③の文書は障害に関する国際規範の中核といえる。同条約は二〇〇八年五月三日に発効することとなったが、その発効に際し、国連という多国間協議の場で新たな「障害に関する政策の枠組み」をどのように定義し、他の国連文書との関連及び位置付けるかという観点から活発な議論がはじまっている。この「障害に関する政策の枠組み」において「障害者世界行動計画」は障害政策に関する枠組みを呈示する「計画書」、「障害者機会均等に関する標準規則」は政策立案のガイドラインであり、障害者人権条約はいうまでもなく法的拘束

力を持つ国際人権法の文書である。

#### ●フィリピンから提案の障害者世界行動計画

● 昨年の国連第六二回総会では、フィリピンが提案した障害者世界行動計画の実施に関する決議案が、「G77と中国」（開発途上国七七カ国＋中国）を中心に一〇五カ国も共同提案国のもとに全会一致で採択された。同決議は、障害を開発のプロセスにメインストリームしていくためにミレニアム開発ゴールの達成を目指したプロセス及びそのモニタリングに障害をメインストリーム化していく骨子のものである。

● 一九八七年以来、五年ごとに事務総長報告書として世界行動計画の実施に関する研究分析が提出されてきたが、この総会決議によれば、第五回報告書を二〇〇八年の第六三回総会へ提出するよう国連事務局に要請することとなった。この五年ごとの報告書は障害者人権条約の起草等で遅延があったが、この決議によって二〇〇八年の総会における障害と開発に関する協議の「目玉商品」と決まった。それと同時に世界行動

● 計画自体が一九八二年時の文書であるため、内容自体を更新する必要とその具体案も同時に事務総長報告書の付帯文書として提出されるべきことが決められた。

#### ●「三つの柱」

● 昨年までは、国連の政策決定過程では「障害者の機会均等に関する標準規則」は社会開発委員会の討議を経て経済社会理事会による決議、またその一方、障害者条約起草のプロセスとその関連決議および「障害者行動計画」実施に関する決議は総会というように別に扱われてきたが、前述のフィリピン決議案から、「三つの柱」として世界行動計画の実施にもその「シナジー」（相乗効果）が盛り込まれることとなった。

● 「三つの柱」の各々の政策文書の違いに関して、一部に不正確な認識もあったせい、加盟国の中には「条約が既に締結されている」という理由で世界行動計画と標準規則には重きを置かなくていいという意見も出てきた。この状況に際して、国連と障害者の一〇年（一九八三〜九二年）以来国連の障害と開発に関する政策立案リーダー



## 国際機関における「障害と開発」の最新の動きを探る

国であるフィリピンは、前述したように第六二回総会で世界行動計画の意義、障害と開発の連繋をミレニアム開発実施目標、モニタリングにメインストリーム化する決議案を総会の採択に持ち込んだ。これによって国際社会における障害に関する「三つの柱」のシナジーの重要性が改めて確認された。開発の枠組みのなかに障害を組み入れていくために政治的なレベルで決定的な方向付けを可能にせしめたのはフィリピンの功績である。

またフィリピンは「G77と中国」の代表国として今年二月に行われた第四六回国連社会開発委員会でも世界行動計画の実施とミレニアム開発ゴールのモニタリングとの連繋を再び「障害の開発におけるメインストリーム化」決議として提案し、社会開発委員会でも採択された。

### ●特別報告者の任期延長

一方「障害者の機会均等に関する標準規則」実施のモニタリングを任されている社会開発委員会の特別報告者は今年末での任期切れとなるが、障害者人権条約の締結であらたな政策的枠組みが拡大したことをうけ、任期を一期(三年)更新すること、障害政策の「三本の柱」に共通する障害者の人権全般に関する意識改革を特別報告者の任務の一部とするこの二本の社会開発委員会における決議は、今年七月の国連経済社会理事会で採択されることになる。

### ●三位一体の障害関連国連政策文書

「障害者人権条約」という法的拘束力をもつ国際人権法文書、障害政策の枠組み及び政策立案、実施のためのガイドラインである「障害者に関する世界行動計画」、「障害者の機会均等に関する標準規則」という政策文書は三位一体でこれからの国際的、地域レベルでの新たな障害者に関する政策的枠組みの強化、国内における障害者の人権、開発への完全参加を目指した法制度、政策的枠組みの構築にどのように寄与していくべきなのであろうか。

国連では第六三回総会に提出される「障害者に関する世界行動計画実施に関する事務総長報告書」をもとにしたこの秋の総会での協議にその多くの解答が期待されている。いかにして開発問題に障害者の人権の観点を統合していくかという課題を前に他の分野との協力体制をあらゆる分野で確立していくことも重要である。

### ●ジェンダーとの関連

ここで開発におけるジェンダー及び女性の人権とエンパワーメントとの関連に言及しておきたい。現在国連では女性の地位向上部、UNIFEM(国連女性開発基金)、OSAGI(国連ジェンダー問題特別顧問事務所)などを含め国連における女性の地位促進、ジェンダーに関連する機構の構築

とその戦略的な枠組みの包括的な構築が国連改革の中の最優先事項の一つとして進められている。障害の場合も平等とエンパワーメントを掲げツイントラック・アプローチを進めていくべきだという認識が広まってきている。障害のアジェンダを人権と開発という両輪で進めていくために平等促進と女性のエンパワーメントにまなぶべき点が多い。ただ障害の場合は女性の人権に関する北京宣言と行動計画にあたる行動綱領がなく、女性差別撤廃条約を開発その他の分野に繋げていく行動計画もUNIFEMにあたる開発機関が未だ欠如しているため、障害のメインストリーム化の進捗が阻まれる恐れが多分にある。

### ●おわりに

障害がジェンダーのように社会分析の一手法となるために、その先進性が多くの研究者によって迅速に取り入れられ、法律やIT、科学技術一般などあらゆる分野で学術研究に実りをもたらすことが、条約の実効性にとって今一番必要とされている。

これからの障害と開発の分野の主眼点は人権の概念、規範、モニタリングシステムがどのように開発に貢献できるか、障害者そして障害自体の概念がこれからの開発援助、開発協力の中でいかに新たな視点を提供しうるかを考えていかねばならない。

(いとう あきこ)／国連NY本部経済社会局障害人権条約事務局責任者)